

加賀沿岸流域下水道(大聖寺川処理区)、加賀沿岸流域下水道(梯川処理区)、
犀川左岸流域下水道(汚泥共同処理施設を除く)の平成19年度管理状況

施設所管課	環境部水環境創造課
指定管理者	(財)石川県下水道公社 代表者 理事長 内尾 祥映
指定期間	平成18年4月1日～平成21年3月31日

(1) 管理業務の実施状況

業務内容 (協定・条例に規定)	具体的な業務(仕様書、事業計画)の実施状況 (不十分な場合、その理由、指摘事項を記入)																																																																																										
使用する者への利便の提供に関する業務	該当無し																																																																																										
利用の促進に関する業務	該当無し																																																																																										
使用の許可に関する業務	該当無し																																																																																										
施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務	<p>下水道施設の運転管理業務</p> <p>公共用水域へ放流する処理水の水質管理状況(年間)</p> <p>法令に基づく排水基準(生物化学的酸素要求量 BOD 値)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止法 日平均 20mg/l 以下 日最大 30mg/l 以下 下水道法 日平均 15mg/l 以下 <p>管理状況</p> <p><大聖寺処理区></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8～8.6</td> <td>7.3</td> <td>6.3</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>15mg/l 以下</td> <td>6.4</td> <td>0.5</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>40mg/l 以下</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>10</td> <td><1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td>85%以下</td> <td>81.8</td> <td>77.2</td> <td>80.3</td> </tr> </tbody> </table> <p><梯川処理区></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8～8.6</td> <td>7.8</td> <td>6.3</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>15mg/l 以下</td> <td>14.7</td> <td>0.3</td> <td>5.9</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>40mg/l 以下</td> <td>23</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>1,200</td> <td><1</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td>85%以下</td> <td>84.1</td> <td>72.1</td> <td>79.0</td> </tr> </tbody> </table> <p><犀川左岸処理区></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8～8.6</td> <td>7.6</td> <td>6.7</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>15mg/l 以下</td> <td>30.2</td> <td>1.2</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>40mg/l 以下</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>4</td> <td><1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td>85%以下</td> <td>82.8</td> <td>80.5</td> <td>81.7</td> </tr> </tbody> </table>	項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	5.8～8.6	7.3	6.3	6.8	生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	6.4	0.5	1.2	浮遊物質	40mg/l 以下	9	1	2	大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	10	<1	1	汚泥含水率	85%以下	81.8	77.2	80.3	項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	5.8～8.6	7.8	6.3	6.8	生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	14.7	0.3	5.9	浮遊物質	40mg/l 以下	23	1	4	大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	1,200	<1	49	汚泥含水率	85%以下	84.1	72.1	79.0	項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	5.8～8.6	7.6	6.7	7.1	生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	30.2	1.2	4.9	浮遊物質	40mg/l 以下	7	0	2	大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	4	<1	1	汚泥含水率	85%以下	82.8	80.5	81.7
項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																																																																							
水素イオン濃度	5.8～8.6	7.3	6.3	6.8																																																																																							
生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	6.4	0.5	1.2																																																																																							
浮遊物質	40mg/l 以下	9	1	2																																																																																							
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	10	<1	1																																																																																							
汚泥含水率	85%以下	81.8	77.2	80.3																																																																																							
項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																																																																							
水素イオン濃度	5.8～8.6	7.8	6.3	6.8																																																																																							
生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	14.7	0.3	5.9																																																																																							
浮遊物質	40mg/l 以下	23	1	4																																																																																							
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	1,200	<1	49																																																																																							
汚泥含水率	85%以下	84.1	72.1	79.0																																																																																							
項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																																																																							
水素イオン濃度	5.8～8.6	7.6	6.7	7.1																																																																																							
生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	30.2	1.2	4.9																																																																																							
浮遊物質	40mg/l 以下	7	0	2																																																																																							
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	4	<1	1																																																																																							
汚泥含水率	85%以下	82.8	80.5	81.7																																																																																							
(その他知事が必要と認める業務)	<p>緊急時の対応・安全管理などの危機管理</p> <p>・危機管理マニュアルが策定されており、平成19年3月25日の能登半島地震時の対応は良好であった。</p>																																																																																										

(2) 施設の利用状況

利用指標（（設定している場合）利用人数、稼働率などの数値目標）

指標	H18年度 (参考)	H19年度	前年度比	増減理由
該当無し				

使用許可等の状況

	許可件数	不許可件数	不許可理由
該当無し			

(3) 使用料の収入実績

利用料金の収入及び減免の状況

	収入額	減免額	減免理由
該当無し			

(4) 収支決算

(千円)

収入		支出	
管理料	979,238	人件費	127,559
		光熱水費	126,170
		修繕費	175,380
		運転操作監視費	254,281
		水質試験、汚泥処理	196,643
		その他	99,205
合計	979,238	合計	979,238
収支差額	0		

(5) その他、県が必要と認める事項（管理の実態を把握するために必要な事項）

利用者アンケート結果、評価、苦情、要望

年月	内容	対応

事故、故障等

年月	内容	対応

その他報告事項など

特になし

(6) 評価結果

評価項目	結果	所見(工夫、改善点)
サービスの維持・向上や利用促進に向けた取組みが行われているか。		該当業務なし
施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	・業務執行計画書に基づき適切な管理が行われている。
適切に管理運営・危機管理を行う組織・体制となっているか。	B	・適切な職員の配置がなされており、業務に関する研修・講習が十分なされている。 ・非常時の連絡体制やマニュアルが定められ、安全対策が適切である。
その他、必要と認める事項(例:苦情処理、個人情報保護)	B	・大聖寺川浄化センターの周辺地区住民の悪臭苦情に対して、懇談会を設けて地区役員と意見交換し、要望に対する処理が概ね適切に行われた。
総合評価	B	・施設の設置目的にあった管理運営がなされている。

評価基準

- A(優): 仕様書等に定める水準を上回っている
- B(良): 仕様書等に定める水準を十分に実施している
- C(可): 仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある
- D(不可): 仕様書等に定める水準を下回っている

総合評価

- A(優): 適正であり、優れた実績をあげている
- B(良): 適正である
- C(可): 概ね適正であるが、一部改善を期待する
- D(不可): 改善が必要である

(7) 助言・指摘事項

今後も専門的なノウハウを活かした管理を期待する。